

令和 7 年度

財政援助団体等監査結果報告書

伊勢市監査委員

目 次

1	監 査 の 種 類	1 頁
2	監 査 の 対 象 及 び 実 施 日	1 頁
3	監 査 の 範 囲	1 頁
4	監 査 の 着 眼 点	2 頁
5	監 査 の 実 施 内 容	2 頁
6	監 査 委 員 の 除 斥	2 頁
7	監 査 の 結 果	2 頁
	(1) 財政援助団体に対する監査	2 頁
	○厚生地区まちづくりの会（実地監査）		
	○東大淀地区まちづくり協議会（書面監査）		
	○宮山まちづくりの会（書面監査）		
	○有絹まちづくり協議会（書面監査）		
	○早修ふるさと未来 NAVI（書面監査）		
	(2) 公の施設の指定管理者に対する監査	3 頁
	特定非営利活動法人 まなびの広場	3 頁
8	む す び	5 頁

令和7年度財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査について、伊勢市監査基準に準拠して実施したので、その結果を次のとおり報告する。

令和8年3月25日

伊勢市監査委員 檜山 高知
伊勢市監査委員 中井 豊
伊勢市監査委員 宮崎 誠

1 監査の種類

財政援助団体等に対する監査

2 監査の対象及び実施日

(1) 財政援助団体に対する監査

実施日等	対象団体	所管課
令和8年2月18日	厚生地区まちづくりの会	市民交流課
書面監査	東大淀地区まちづくり協議会	
	宮山まちづくりの会	
	有絹まちづくり協議会	
	早修ふるさと未来 NAVI	

(2) 公の施設の指定管理者に対する監査

実施日	対象団体（施設名）	所管課
令和8年2月18日	特定非営利活動法人 まなびの広場 （伊勢市生涯学習センター）	社会教育課

3 監査の範囲

令和6年度（必要がある場合は対象期間以外にも及ぶ）における、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行状況について監査を実施した。

4 監査の着眼点

(1) 財政援助団体に対する監査

補助金等の算定、交付方法、手続が適正か、事業が目的どおり実施され効果を上げているか、証拠書類の整備・保存や所管課の指導監督が適切かなどを着眼点として実施した。

(2) 公の施設の指定管理者に対する監査

指定管理者の指定が適正か、協定書の必要事項が適切に記載されているか、施設が協定等のおおりに管理されているか、会計事務が適正か、所管課の指導監督が適切かなどを着眼点として実施した。

5 監査の実施内容

事前に提出された資料に基づき、所管課から説明を受けた後、団体の担当者から当該財政的援助等に係る事業概要等について説明を受け、関係諸帳簿の監査を実施した。

なお、東大淀地区まちづくり協議会、宮山まちづくりの会、有絹まちづくり協議会及び早修ふるさと未来 NAVI については、所管課及び団体から提出された事業実績報告書、収支決算書、関係諸帳簿等により書面監査を実施した。

6 監査委員の除斥

地方自治法第 199 条の 2 の規定に基づき、伊勢市生涯学習センターの指定管理者に対する監査については中井委員を除斥とした。

7 監査の結果

(1) 財政援助団体に対する監査

ア 事業の内容

まちづくり協議会が、地域課題を解決するために行う活動に対し、一定の財源を交付している。今年度の監査対象団体への交付金額は以下のとおりである。

(単位：円)

	団体名称	事務運営費	活動事業費 ※1	広報紙配布 等協力金	合計
①	厚生地区まちづくりの会	1,800,000	3,852,750	8,315,000	13,967,750
②	東大淀地区まちづくり協議会	1,800,000	2,295,420	3,084,000	7,179,420
③	宮山まちづくりの会	1,800,000	3,102,950	4,634,600	9,537,550
④	有絹まちづくり協議会	1,800,000	3,493,300	8,964,400	14,257,700
⑤	早修ふるさと未来 NAVI	1,200,000	900,000	0	2,100,000

※1 基本額、世帯割額及び臨時特例分

※2 ①の事務運営費の収支決算の余剰金 9,376 円及び活動事業費の余剰金 5,820 円と②の事務運営費の収支決算の余剰金 9,791 円は翌年度に繰り越し、①の活動事業費（臨時特例分）の余剰金 37,460 円及び活動事業基金の余剰金等 150,814 円と②の活動事業費（臨時特例分）の余剰金 11,227 円、④の事務運営費の余剰金 60,352 円及び活動事業費の余剰金 291,614 円、⑤の事務運営費の余剰金 365,188 円及び活動事業費の余剰金 590,828 円は市に返還されている。

イ 所見

監査の対象とした財政援助団体の当該補助金に係る出納及びその他の事務の執行は、おおむね適切に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については次に述べるとおりである。

【所管課】

（指摘事項）

- ① 事務運営及び会計事務について、伝票の作成漏れや支出伺いに用途及び数量等が記載されていない等、改善すべき事例が認められた。補助金の運用や事務処理が適切に行われるよう指導されたい。
- ② 事務職員等の雇用にあたり、必要とされる簿冊に不備が認められた。所管課として適切に指導されたい。

【団体】

（意見）

- ① 経理書類について、用途及び数量等の記載がない事例が認められた。補助金の支出目的に沿うものかを確認するために必要と考えるので、記載いただきたい。

(2) 公の施設の指定管理者に対する監査

ア 公の施設の管理委託内容及び事業実績

指定管理者：特定非営利活動法人 まなびの広場

指定管理施設：伊勢市生涯学習センター

指定期間：令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

指定管理料：指定管理期間総額 454,000,000 円（消費税込）

指定管理料：令和6年度分 93,346,060 円（消費税込）

収支計算書（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

(単位：円)

支出の部		収入の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
人件費	32,048,989	指定管理料	93,346,060
施設維持管理費	31,573,008	利用料	12,030,820
事業経費	19,948,857	講座受講料	1,278,000
光熱水費	15,174,160	使用料	180,200
修繕費	3,814,151	雑収入等	4,587
その他の経費	1,571,622		
支出計	104,130,787	収入計	106,839,667
	収支差額		2,708,880

イ 所見

監査の対象とした指定管理者の当該施設の運営管理は、自主事業の実施も含め、目的どおりに行われており、会計事務についてもおおむね適切に行われていると認められた。また、所管課による指定管理者の指定、指導及び監督は、おおむね適切に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については次に述べるとおりである。

【所管課】

(指摘事項)

- ① 指定管理者の嘱託職員の賃金規程について、最低賃金の改定に応じた見直しがなされていない。指定管理者の運営範囲内で、確認が難しい点はあるものの、最低賃金を下回る規程は認められないものである。適切な指導に努められたい。

(意見)

- ① 継続したサービス提供のため、指定管理者の財務状況資料の確認が必要と考える。コロナ禍後の回復を待つところであり、継続的な確認をお願いしたい。

【団体】

(指摘事項)

- ① 嘱託職員の賃金規程について、最低賃金の改定に応じた見直しがなされていない。実際には、改定後の金額で支払われているとのことであるが、最低賃金を下回る規程は認められないものである。労働基準監督署への届出等、適正な処理に努められたい。

8 む す び

今回の監査では、前年度と同様、経理書類の不備や目的に沿った支出か判別しがたい事例が認められた。所管課における周知、確認及び指導の徹底をお願いしたい。当該補助金事業の適切な運用と各地域の自主的な取組みの更なる進展を望むものである。

指定管理者制度については、サービスそのものに問題は認められなかったが、必要な手続きの不備が認められた。適切な事務の遂行をお願いしたい。また、所管課においては適切な監督と指導に努め、市民サービスの維持をお願いしたい。